

別記様式第1号(第四関係)

# 揖斐川町谷汲地区活性化計画

岐阜県揖斐川町

平成28年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

|       |               |      |      |         |      |          |               |
|-------|---------------|------|------|---------|------|----------|---------------|
| 計画の名称 | 揖斐川町谷汲地区活性化計画 |      |      |         |      |          |               |
| 都道府県名 | 岐阜県           | 市町村名 | 揖斐川町 | 地区名(※1) | 谷汲地区 | 計画期間(※2) | 平成28年度～平成32年度 |

## 目 標 : (※3)

本町は、町土の91%、73千ヘクタールを山林が占めている。森林は、多様な生態系を支えるとともに、清らかな水と空気を育み、災害から町民の生命と暮らしを守り、木材を始めとした林産物を生み出し、さらには地球温暖化抑制の上で重要な役割を担っている。

また、昨年10月11日に当地区で開催された第39回全国育樹祭開催を契機として、こうした森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林を守り育て、豊かな環境・資源・文化を育み、森林資源の循環利用により100年先も持続可能な揖斐川の森づくりを目指すこととしている。

その為、既存広場に加えて育樹祭跡地である森林を新たに林間広場として拡張し、基幹交流施設を新たに新設するとともに、森のようちえん等の木育事業(ソフト)を町単独で実施し、森林に親しむ木育の推進、地域産材を活用した都市住民等との交流を通じて、森林の持つ多面的機能を次世代を担う子供たちも含め、世代間を超えた多くの人々に伝えていく。併せて、圏域住民のみならず、圏域外住民との交流拠点として活用を図ってきたい。

○交流人口の増加 公園利用者数 実施前3カ年 43,994人 ⇒ 目標年3カ年 60,000人

○雇用者数の増加 実施前3カ年 6人 ⇒ 目標年3カ年 12人

○木育(森のようちえん)イベント数 実施前3カ年 0回 ⇒ 目標年3カ年 36回

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

当該地区は、揖斐川町の北部に位置し、北側と東側は本巣市と接している。面積は7,285haで、総面積のうち、森林が84%、耕地が4%となっている。広大な山々や清流に恵まれた自然豊かな地区で、西国33番満願霊場の谷汲山華厳寺や美濃の正倉院といわれる両界山横蔵寺の寺社仏閣により、多くの観光客が訪れている。

また、南西部から北西部にかけては、標高1,100m～1,300m前後の山々がそびえ、地区の東部には揖斐川の支流根尾川が流れている。

平坦部の夏は高温多湿であるが、山間部の冬は厳しく、積雪量が1mを超える地域もある。

当該地区の民有林面積6,115haのうち、針葉樹が3,961ha、広葉樹が2,012haとなっている。また、人工林は3,662ha、天然林は2,311haで、約60%が人工林となっている。その多くは、林齢が50年～60年生の杉、桧であり、伐採期を迎えている。

しかしながら、昨今の木材価格の低迷や外国産材の輸入等により、木材産業は厳しく、山林所有者も山の手入れに消極的な状況であり、林業従事者も年々高齢化と後継者不足が深刻な状況にある。こうした状況から、本町では、昨年行なわれた全国育樹祭を契機として、「揖斐川町ふるさとの森づくり条例」を施行し、森林のもつ多面的機能が持続的に発揮されるよう、町民のみならず都市住民に対して広く、森林の持つ機能を広く知らしめる取組みを行っていく事としている。

併せて、本地区の人口推移を国勢調査で見ると平成12年4,028人に対し、平成22年3,339人と10年間で689人の人口減少となっている。また、年齢階層別で見ると0歳から14歳までの年少人口割合は約14%、一方で65歳以上の老年人口は約25%となっており、人口減少とともに少子高齢化が急速に進んでおり、地区全体の活力が失われつつある。

### 現状と課題

当該地区の森林は、昨今の木材価格の低迷や外国産材の輸入等により木材産業が厳しく、山林所有者は山の手入れが消極的な状況で、かつ、林業従事者も年々高齢化と後継者不足が深刻な状況となっており、今後の森林の保全に不安がある。こうした状況から、本町では、昨年行なわれた全国育樹祭を契機として、「揖斐川町ふるさとの森づくり条例」を施行し、森林のもつ多面的機能が持続的に発揮されるよう、町民のみならず都市住民に対して、広く森林の持つ機能を広く知らしめる取組み、親しめる取組みを行っていくとともに、木材の利用拡大による森林資源の活用を図ってきたい。

併せて、人口減少・少子高齢化が著しい現状から、定住促進・交流人口の増加を図ってきたい。

### 今後の展開方向等(※4)

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、町民のみならず都市住民に対して、交流施設を通して森林の必要性を木育事業を積極的に進めるとともに、人口減少少子高齢化に対応すべく、定住人口・交流人口の増加を図ってきたい。

①公園施設整備により、町民のみならず都市住民との交流促進が図られる。

②木育活動により、普段触れることの木へのぬくもりを感じ、森林の必要性や役割を学ぶことが出来る。

③公園施設、木育活動により新たな雇用が生まれる。

④木育活動により、木造住宅の良さや木のおもちゃなどに触れることで、木材需要の高まりが図られる。

⑤木材需要の高まりにより、森林の本来の姿(植樹→保育→伐採→木材利用→植樹)となる森林の好循環を生み出す。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名  | 事業名(事業メニュー名)(※2)             | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考              |
|------|------|------------------------------|--------|----------|-------------------------|-----------------|
| 揖斐川町 | 谷汲地区 | 自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用交流施設) | 揖斐川町   | 有        | ハ                       | キャンプ場(交流施設、トイレ) |
|      |      |                              |        |          |                         |                 |
|      |      |                              |        |          |                         |                 |
|      |      |                              |        |          |                         |                 |

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
|      |     |     |        |          |    |
|      |     |     |        |          |    |
|      |     |     |        |          |    |
|      |     |     |        |          |    |

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
|      |     |     |        |    |
|      |     |     |        |    |
|      |     |     |        |    |
|      |     |     |        |    |

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

|  |
|--|
|  |
|--|

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

|   |          |         |
|---|----------|---------|
| 谷汲地区(岐阜県揖斐川町)   | 区域面積(※2) | 7,285ha |
| 区域設定の考え方(※3)  |          |         |
| ①法第3条第1号関係:<br>当町の総面積は、80,368haで、そのうち森林が91%を占めている。当該計画区域は、町中心地の北東に位置し7,285haで、うち山林が6,132ha(84%)を占めている。また、当該計画地内には、国宝を有する仏閣があり年間65万人の観光客を有する事から、交流人口が盛んな地区でもある。また、事業実施地区は平成11年6月11日付けで林野庁長官より特定市町村に承認されており、山村地域、特定農山村、過疎地域指定である。 |          |         |
| ②法第3条第2号関係:<br>当町の人口は23,591人で、高齢化率は30%となっている。また、5年前の人口と比較すると2,600人の減少となっており、少子高齢化が深刻化している。また、当該計画地区においては、3,339人となっており、人口減少及び高齢化率も町全体と同様に推移し少子高齢化が進んでいる。よって、交流人口の増加対策が急務であり、農村の活性化に寄与するものとする。                                    |          |         |
| ③法第3条第3号関係:<br>当該計画地区は、市街化区域を含んでいない   |          |         |

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目  |    | 地積(m <sup>2</sup> ) | 新たに権利を取得するもの |    |           | 既に有している権利に基づくもの |    |        | 土地の利用目的          |    | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|----|-----------|-----------------|----|--------|------------------|----|----|
|       |    | 登記簿 | 現況 |                     | 土地所有者        |    | 権利の種類(※1) | 土地所有者           |    | 農地(※2) | 市民農園施設<br>種別(※3) |    |    |
|       |    |     |    |                     | 氏名           | 住所 |           | 権利の種類(※1)       | 氏名 |        |                  | 住所 |    |
|       |    |     |    |                     |              |    |           |                 |    |        |                  |    |    |

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物  |        |        |      |      |      |    |
| 工作物  |        |        |      |      |      |    |
| 計    |        |        |      |      |      |    |

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

|  |
|--|
|  |
|--|

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項   | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)  |     |     |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)  |     |     |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等  |     |     |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)                                 |     |     |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)                                 |     |     |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)                       |     |     |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 |     |     |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)                    |     |     |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)   |     |     |

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

事業実施後には、施設の利用状況等を把握し、有識者や監査員により上記目標の達成状況を検証する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。